

基本に回帰する簿記・会計の指導—その2—

～新会計基準に振り回されないために～

横浜市立横浜商業高等学校教諭 粕谷 和生

「会計の基本」について検討する前に、前号で何度か触れた新しい会計観を簡単にスケッチする。

5. 二つの会計観

(1) 資産・負債アプローチと収益・費用アプローチ

本稿でいう二つの会計観とは、1976年にFASBが概念フレームワークの討議資料で論争をまき起こした収益・費用アプローチ (Revenue-Expense View) と資産・負債アプローチ (Asset-Liability View) である。これはかつてのドイツ会計学史上の動態論と静態論に相応する。

収益・費用アプローチもしくは動態論は、これまで伝統的な会計観としての主座をしめてきたが、この10年ほどの間に、資産・負債アプローチと呼ばれる静態論的な会計観が各国で台頭してきた。なかでも、米国会計基準と国際会計基準において、それが顕著である。たとえば金融商品や税効果会計、固定資産の減損会計などでは、その基礎となる会計観として資産・負債アプローチが採用されている。

そこには、費用収益対応の原則や費用配分の原則、実現主義などといった収益・費用アプローチでお馴染みの主要な論点は出てこない。そのため早とちりして「これからは、簿記検定には実現主義は出題されにくくなる」などと言う人も出てくる有様である。今日の会計学が資産・負債アプローチ一色になったと思っているのであろうか。そこで、新会計基準に振り回されないためには、資産・負債アプローチとはどのようなものであるか、これをある程度押さえておく必要がある。

(2) 資産・負債アプローチとは

資産・負債アプローチは、他に資産・負債利益観もしくは資産・負債中心観とも言われ、文字どおり資産と負債を中心に考える会計観であり、その意味を理解するためには、我々が良く知っている収益・費用アプローチと比較するとよい。

収益・費用アプローチでは、努力の測定値である費用と成果の測定値である収益とを対応させて、企

業活動の効率性を示す純利益を算定する。これが会計目標である。

$$\text{収益} - \text{費用} = \text{純利益}$$

この会計観では、費用収益の対応が最も重要な会計手続きであるため、貸借対照表は、いまだ損益に解消しない項目を次期へ繰り越すための残高表と位置づけられる。よって、資産には当期の収益に対応しない費用項目 (繰延費用)、負債には次期以降の収益項目 (繰延収益) が計上され、測定に関しては収支額である原価による測定が採用される。

これに対し、資産・負債アプローチでは、資産 (プラスの豊かさ) と負債 (マイナスの豊かさ) から一定時点における企業の豊かさを示す純資産額を算定し、企業がどれくらい豊かであるか、その実態を示すことが会計目標となる。今日、企業のありのままの実態を示すという意味で、透明性という言葉がしばしば使われるが、これこそが資産・負債アプローチの目指すところである。

$$\text{資産} - \text{負債} = \text{純資産}$$

ここではその会計目標及び計算構造上、資産と負債は一定レベル以上の確実性をもった将来キャッシュ・インフローまたは将来キャッシュ・アウトフローに結びつかなければならない。そこで、資産は経済資源、負債はその経済資源を犠牲にする現在の義務と定義され、繰延費用と繰延収益及び引当金は、それぞれ資産と負債には含まれないことになる。また、測定に関しては将来キャッシュ・フローの割引現在価値、特にその市場評価額である時価による測定が採用される。

なお、利益は期末純資産と期首純資産の増減額として計算され、この利益は全ての原因による純資産増減額が包括されているという意味で、包括利益と呼ばれる。

$$\text{期末純資産} - \text{期首純資産} = \text{包括利益}$$

わが国では、平成11年に設定された金融商品基準で、その他有価証券の時価評価差額を資本直入し、外貨建取引基準で、外貨換算調整勘定を資本の部に表示するように定めるまでは、純利益と包括利益は

全く同じものであった。しかし、これらの新会計基準に定められた、いわゆる資本直入項目の登場により、純利益と包括利益の二元化の問題が発生し、新会計基準による混乱が巻き起こっている。

6. 会計の基本

二つの会計観のスケッチが終わったところで、前号に続き「会計の基本」について検討する。

(1) 保証債務は基本といえるか

金融商品基準二・二・3では、金融資産の消滅に伴い新たな金融負債が発生した場合には、それを時価によって計上することを要求している。まさに、資産と負債の動きのみに着目した処理である。新課程用の簿記と会計の教科書は、どれも実務指針の設例16(方式1)をまねて、次のような例題を載せている。

<例>

①〇〇商店から受け取っていた同店振り出しの約束手形¥500,000を取引銀行で割り引き、割引料¥10,000を差し引かれ、手取金を当座預金とした。なお、保証債務の時価は手形額面金額の1%とする。

(借)当座預金	490,000	(貸)受取手形	500,000
手形売却損	10,000		
保証債務費用	5,000	保証債務	5,000

②上記の手形が支払期日に決済された。

(借)保証債務	5,000	(貸)保証債務取崩益	5,000
---------	-------	------------	-------

上記①の取引は、これまでの全商簿記検定では、次のように評価勘定によって偶発債務を計上し、借方は割引料、当座預金の順で仕訳してきた。

(借)割引料	10,000	(貸)割引手形	500,000
当座預金	490,000		

しかし、資産・負債アプローチに基礎をおく金融商品基準によれば、手形の割引を行った場合は、手形債権の消滅を認識するので、上記①のように貸方は受取手形にしなければならない。また、借方は先ず始めに資産を認識するので、当座預金そして手形売却損の順になる。

続いて、手形の割引に伴う遡及義務に関する仕訳を行うが、従来の評価勘定法や対照勘定法は用いられない。この遡及義務は、手形債務者が支払不能になった場合、自己が手形債務者に代わって手形所持

人に手形金額を支払う義務であるから、その本質は保証債務である。よって金融商品基準では、この保証債務を新たな負債として認識し、時価で評価するように規定している。これが上記①の貸方保証債務5,000である。資産・負債アプローチなので負債である貸方の保証債務を先ず決定し、次に借方の費用が決定される。

さて、ここで問題となるのは、保証債務の時価評価である。つまり、手形の割引時点で保証債務にくらの時価を付するかは、手形が不渡りになる割合の測定にかかわる問題であるため、現実的にはその割合を測定することは非常に困難である。

金融商品基準は、いとも簡単に時価で評価せよといっているが、現実には無理な話で、実務においてどうしても計上しなければならない場合には、実務指針設例16に挙げられている額面の1%を用いているようである。

一方、①の借方保証債務費用5,000は、将来不渡りになったときに生じる損失を割引時点で認識したものである。決算日ではなく割引日に設定した貸倒引当金の繰入額と捉えれば、なんとか納得できそうな気がする。

さて、以上のような保証債務に関する内容を「会計の基本」として指導する必要があるかどうか。保証債務は、どのような性格の流動負債であるのか、時価評価はどのように行うのか、資産・負債アプローチから仕訳の意味をどのように説明するのか。学問的にも実務的にも、まだまだ問題点がある。それゆえ、保証債務の計上が実務では定着しないと聞く。

また、会計の教科書においても保証債務を扱う場所が、流動資産の章であったり流動負債の章であったり、また扱っていなかったりと様々である。さらに、保証債務見返勘定と保証債務勘定という対照勘定による偶発債務の説明も教科書にあり、保証債務という勘定が流動負債なのか単なる対照勘定なのか、同一名称であるだけに生徒には混乱を与える。ここでも新会計基準に振り回されている。保証債務は、現時点では会計の基本とはいえない。

(2) 有価証券関連の勘定科目

金融商品基準が有価証券を保有目的別に4分類したことを受け、実務指針はその分類の名称を勘定科目として用い、売買目的有価証券・満期保有目的債

券・子会社株式・その他有価証券の各勘定を例示している。

また、有価証券取引から生ずる損益に関して、売買目的有価証券の場合は、売却損益と評価損益を一括して有価証券運用損益勘定で処理し、その他有価証券の場合は、その他有価証券評価差額や有価証券評価損益、さらに有価証券売却損益など極めて細かい勘定科目の使い分けをしている。

一方、日商簿記検定も実務指針にそったかたちで出題がなされるため、多くの簿記学校の受験用テキストも実務指針どおりに書き換えられた。実務指針が示す方向で大きく流れている。

実務指針は金融商品基準の考え方に忠実になり過ぎていたため、あまりにも使用の条件が細か過ぎる。よって、実務指針それ自体は高校の会計教育では基本とはなり得ない。この点、基本に回帰して教育の座標軸をしっかり維持しているのが、高校で使用されている会計の教科書と全商簿記検定である。

従来どおり、有価証券・投資有価証券・子会社株式・有価証券売却損(益)・有価証券評価損(益)の各勘定を用い、有価証券の取得・売却・期末評価の各シーンにおける記帳(簿記)と表示(会計)の基本的内容を扱っている。

以上のほか、金融商品基準と商法施行規則の評価基準の違い、売買目的有価証券の評価と実現主義の問題、その他有価証券の資本直入の問題など、金融商品基準における有価証券の処理は、重大な多くの問題を含んでいるが、本稿では紙幅の制約から割愛する。詳しくは、じっきょう商業教育資料63号p13～18を参照されたい。

(3) 社債発行差金償却勘定か社債利息勘定か？

金融商品基準を受けて実務指針303が、社債発行差金の償却額を社債利息勘定で処理することを指示したことから、一斉に受験機関のテキストの書き直しが行われた。それを見た人の中に、「これからは、社債発行差金償却勘定ではなく社債利息勘定を使用しなければならなくなった。」と言う人がいる。さらには、下記の社債の買入れ償還の仕訳①で、社債発行差金償却と社債償還益を相殺して、②の仕訳が導けると生徒に説明する教師もいる。新会計基準に完全に振り回されている。

① (借)社 債 ××(貸)当座預金 ××
社債償還益 ××

社債発行差金償却 ×× 社債発行差金 ××
② (借)社 債 ××(貸)当座預金 ××
社債発行差金 ××
社債償還益 ××

社債の額面金額と発行価額との差額即ち社債発行差金の償却額を、社債利息勘定で処理するというのは、金融商品基準や実務指針が言い始めたことではなく、すでにペイトン＝リトルトンの時代にあった。ただし、制度会計上は、商法との調整から社債発行差金を前払利息と観る立場を採り、会計学上は、社債発行差金を社債の評価勘定と捉え、後払利息説の立場を採っている。

いずれにしても社債発行差金の本質は社債利息であることに変わりはない。以下、会計学上の考え方に立って簡単な例題で確認する。

<例題>社債額面100 発行価額95 償還期限5年
発行時

(借)当座預金 95 (貸)社 債 100
社債発行差金 5

※発行時の社債の評価額95 = 社債勘定100 - 社債発行差金勘定5

※上記の仕訳の意味は、元金を95借りて償還時に元金と利息5の合計100を返す。

償還時に5年分の利息5をまとめて支払う。⇒
後払利息説

決算時

(借)社債利息 1 (貸)社債発行差金 1

※1年経過して1年分の利息1が発生 ⇒ ただし、支払は償還時 ⇒ 後払い利息

社債の評価額96 = 社債勘定100 - 社債発行差金勘定残高4 = 元金95 + 利息1

買入償還時

(注：4年目初頭に97で買入れた場合)

(借)社 債 100 (貸)当座預金 97
社債発行差金 2
社債償還益 1

※評価額98 (= 社債勘定100 - 社債発行差金勘定残高2)の社債を97で償還したから、社債償還益は1

以上のとおり、決算時の仕訳の借方に社債発行差金償却勘定が出てくる余地は論理上全くない。したがって、買入償還時に社債発行差金償却と社債償還益を相殺して、上記の仕訳が導かれると説明することも完全に誤りである。

簿記学校が出している日商簿記検定用のテキストに載っている答えの出し方を覚えるのではなく、仕債に関する会計学上の基本をしっかりと抑えることが大切であろう。

(4) 税効果会計はどこへ

税効果会計基準の冒頭に「税効果会計は、法人税等の額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益と法人税等を合理的に対応させることを目的とする手続きである」とある。つまり、税効果会計は費用収益の期間対応を厳密に行うための会計手続きであり、正真正銘の財務会計の一領域である。しかし、これまで日本の会計には、税効果会計がなかったために、これを税務会計の一部であると勘違いしている人がいる。こういう人は「法人税法の学習が済んでいないと税効果会計の学習は無理である」という。

確かに、法人税等調整額を計算するためには初歩的な法人税法の知識があった方がよい。しかし、会計の授業では、法人税等調整額の計算の指導は必要ない。これは新科目「会計実務」で行えばよく、会計では、所与の法人税等調整額により仕訳と財務諸表の表示ができ、費用と収益が対応していることがわかればよい。それが「会計」における基本である。したがって、当然に会計の教科書に記載されなければならない内容といえる。

証券取引法や商法施行規則の整備も進み、適用対象範囲が広がると同時に、税効果会計をめぐる新聞報道も多い。しかし、会計における基本であるはずの税効果会計に関する内容は、新課程用の会計の教科書にひとかけらも見ることが出来ない。

7. 新会計基準に振り回されないために

会計には情報提供機能と利害調整機能がある。確かに、1990年代後半から今日までのわが国における一連の新会計基準の設定により、会計の情報提供機能は一段と高まった。しかしその反面、新会計基準の随所に見られる会計数値の見積もりや確率論的要素のために、会計の利害調整機能は脆弱化している。これをわが国の企業会計制度のコンテクストからみると、証券取引法会計の役割（情報提供機能）は増大したが、商法会計の役割（利害調整機能）は減少したといえる。

これまで、商業高校の会計教育は伝統的に商法会計を中心に行われてきた。そこに証取法系の新会計基準の大波が押し寄せた。今後も商業高校では商法会計を中心に指導していくのかどうか、もう間もなく、大きな選択を迫られることになる。

FASB や IASB は、会計における経営者の裁量の余地を排除し、会計に対する信頼性を確保するために、ますます B/S に傾斜した基準設定を行うにちがいない。P/L から B/S への重点移動である。これは今日、我々が教室で教えていることと正反対である。

以上のような会計基準の国際的標準化の流れの中で、高校では何が基本であるかを見極め、それをじっくり指導していく必要がある。日商簿記検定に出るとか出ないとか、そんな観点から指導しているのは、いつまでたっても新会計基準に振り回されるばかりである。簿記・会計教育のしっかりとした自分なりの座標軸をもつ必要がある。